

監査委員公表第 709 号

令和 5 年 2 月 15 日付け監査第 872 号の行政監査の結果に関する報告に基づき、大分県知事から、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和 5 年 11 月 17 日

大分県監査委員	長 谷 尾	雅 通
大分県監査委員	長 野	恭 子
大分県監査委員	古 手 川	正 治
大分県監査委員	吉 村	哲 彦

- 1 令和 4 年度行政監査テーマ 「多様な主体との協働について」
- 2 令和 4 年度行政監査の結果に関する報告に基づく措置（令和 5 年 8 月 31 日現在）
 - (1) 概 要 「措置済」 3 件
 - (2) 措置の状況

報告における項目	監査の結果（要旨）	措置の内容及び監査対象機関
3 協働の推進 (1) 協働の全庁的な推進体制 ア 協働推進員の活用	(現 状) 協働推進員を各部局の主管課や地方機関の振興局等の職員に割り当てて配置しているが、今回監査を行った協働事業については関与が少なく、役割を果たせる仕組みが十分に整っているとは言えない状況が見られた。 (検討事項 1) 協働推進員の配置に当たっては、指導的な立場の職員を選任することや、NPO 現場体験研修の受講者や NPO への委託・補助事業に関わった経験を持つ職員を充てるなど、より実効性が上がるよう検討されたい。	県として「NPO と多様な主体との協働」を推進するためには、庁内の部局間連携を強化し、取り組んでいくことが重要である。各部局及び振興局に配置する協働推進員については、指導的な立場の職員、行政の NPO 現場体験研修参加者や NPO と協働した事業の実施経験があり関心がある者など、NPO との協働推進に意欲のある職員を選任を依頼する。 (県民生活・男女共同参画課)

<p>イ 「おおいたNPO協働実践マニュアル」の活用</p>	<p>(現 状)</p> <p>「おおいたNPO協働実践マニュアル」は、その内容が提案競技を行う委託事業を中心に記載されており、補助や共催など様々な協働手法に応じた協働のポイントについては記載が少ない。また、各所属やNPOにおけるマニュアルの浸透度は高いとは言えない状況であった。</p> <p>(検討事項2)</p> <p>NPOを取り巻く環境が変化していることから、協働実践マニュアルでは、委託以外に補助事業等も取り上げるなど、マニュアルの記載内容を拡充し、幅広く活用されるよう検討されたい。</p>	<p>「おおいたNPO協働実践マニュアル」は、行政とNPOとの協働が初めての人でも円滑に取り組めるよう、NPOと協議しながら作成した実用的なものである。</p> <p>協働型委託事業は、NPOの特性を活かした望ましい協働のひとつとして、主に提案公募型委託の流れを例示したものであり、個々の補助事業等については、マニュアルの記載事項を参考にしながら各事業課が作成する補助金交付要綱等に基づき、協働を積極的に進めてほしいと考えている。</p> <p>その他、共催や後援、実行委員会・協議会などの協働手法についても、毎年度の「県・市町村とNPOとの協働施策調査」の際、手法毎の注意事項等を記載したマニュアルのポイントを調査対象所属に配布している。また、毎年度当初の「市町村NPO担当課長・担当者及び県協働推進員会議」において、NPOとの協働に係る各事業の工夫や課題等について、情報共有・情報交換しながら、その推進に取り組んでいる。</p> <p>(県民生活・男女共同参画課)</p>
<p>エ 中間支援組織等の支援と</p>	<p>(現 状)</p> <p>NPOとの協働を推進してい</p>	

活用

くうえで、現場でサポートを担う中間支援組織等の役割がますます重要になっている。人口減少社会において地域課題が多様化する中で、このような中間支援組織等が様々な分野や各地域で活躍することが、NPO活動の底上げや発展につながると考えられる。

(検討事項3)

様々な分野や各地域で中間支援組織等がより活躍できるように支援を拡げるとともに、NPOが中間支援組織等を一層活用できるような取組を検討されたい。

県が令和4年度から実施している「ふるさと創生NPO連携促進事業」において、公益財団法人おおいた共創基金が、中間支援活動を行うNPO法人等に対し、活動経費を支援する仕組みを新たに導入している。また、令和5年度予算において、事業費補助金の予算額を拡充したところである。

なお、中間支援組織等については、令和4年度に改定した県NPO協働指針において、NPOの自立的活動基盤の強化に係る中間支援組織等との連携について明記した。

今後とも、公的な中間支援組織である公益財団法人おおいた共創基金や中間支援活動を行うNPO法人等と連携・協力して、NPOと多様な主体との協働に取り組んでいく。

(県民生活・男女共同参画課)